

## 岩手県環境審議会条例

制 定 平成 6 年 7 月 15 日 条例第 36 号  
改正沿革 平成 9 年 3 月 27 日 条例第 63 号  
平成 11 年 12 月 17 日 条例第 80 号  
平成 12 年 12 月 18 日 条例第 72 号  
平成 13 年 7 月 9 日 条例第 57 号  
平成 14 年 3 月 29 日 条例第 3 号

## 岩手県環境審議会条例

## (設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 2 項並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (特別委員)

第 4 条 審議会に、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の事務に係る事項を調査審議させるため、特別委員を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

## (専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。